

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
60	指摘 1	財産管理課	固定資産台帳と貸借対照表との残高不台について	<p>令和3年度末の固定資産残高と貸借対照表の残高について検証したところ、金額が一致していない箇所があった。 [図表4-16-1 令和3年度末 貸借対照表と固定資産台帳との照合表] [図表4-16-2 令和2年度末 貸借対照表と固定資産台帳との照合表]のとおり</p> <p>この問題が発生したのは平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成するにあたって、固定資産台帳を整備したが、貸借対照表と固定資産台帳との残高に差額があり、これ以降引き続き照合及び調整作業を行っているが新システムへの移行作業もあり、完全に調整作業が終了せず、今に至る状況になっている。 公有財産に係る担当所管部署は、公有財産台帳、固定資産台帳の2つのシステムについて対応していかなければならず、極めて不効率で事務処理に負荷がかかっている状況にある。早急なDXの推進が要求される場所である。 また、事業用資産の増減内容について、県は毎年作成している。令和3年度分の以下の増減表を作成するため県に資料を依頼したところ、令和3年度 決算 から固定資産台帳のデータを新規のシステムに移行しているが、切り替えに基づく調整作業が完全に終了していないため、現時点では作成できない状況となっている。 なお、例年において青森県の財務諸表 附属明細書 有形固定資産の明細を県のホームページで公表している。</p>	<p>事業用資産の増減内容については、令和5年度決算分は財政課で調整し作成したものを公表しており、令和6年度決算分も昨年度同様に作成したものをR7年度末に公表予定である。</p>
62	意見 1	財産管理課	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム一元化に向けて	<p>固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム関連を将来的にどのようにするのかについては、様々な観点から検討を加えて将来的なシステム化計画を策定する必要がある。 これまでの公有財産台帳 は 紙ベースで出力することを目的とした汎用システムであり、データベース処理が不適で数々の問題を抱えていた。そこで、県は新規の公有財産台帳のシステム化に向けて令和 6 年度基本計画重点事業として予算要求をしており、実施する予定となっている。計画の概要は、令和6年にシステム化計画を策定し、令和7年に基本設計、令和8年に詳細設計、令和9年に運用開始予定とする内容である。 固定資産台帳と公有財産台帳が一元化すれば、有益かつ効率的なシステムとなるため、今後の対応として費用、開発期間等において経済的な方法かどうか、さらには運用面における利便性、操作性、親和性等の検討を加えることが必要である。 どのような方法が県にとって最善の方法かを早々に判断をして、最短で公有財産台帳と固定資産台帳とが有機的に連携したシステム構築を目指していただきたい。</p>	<p>県汎用コンピューターを利用した現行の公有財産管理システムについて、同コンピューターのR12.1月の廃止予定に合わせ、R10年度の新システム導入に向けて関係課との協議を進めている。新システムでは、固定資産台帳を作成する公会計システムや財務システムとのデータ連携を図るほか、固定資産台帳の作成に適合するようデータ整備を行う予定。</p>
65	意見 2	財産管理課	固定資産の計上に関する経済性・効率性について	<p>県は「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)に基づいて固定資産の計上を行っており、この固定資産計上基準は、①資産価値を高めるもの、②耐久性を増すものが固定資産として処理される。金額的な基準がないため企業会計では行われていない10万円未満の資産についても固定資産として計上されることとなる。 固定資産の計上について県の実際の運用実態を確かめるため、令和4年4月1日時点の固定資産台帳から10万円未満1円超の建物の有形固定資産を抽出して見ると、固定資産本体との一体管理が必要であり、将来的に発生する取替や廃棄処理において事務処理に負担がかかることが容易に想定できる。 統一的な基準による地方公会計について厳格に適用しているが、金額基準の定めがないから金額基準を設定して運用することが合規性違反となるのだろうか。一方では、地方公共団体には経済性・効率性の視点についても要求されている。 10万円未満について「資産価値を高め、耐久性を増すもの」という基準のみで固定資産を計上し、その後の維持管理から処分に至るまで相当の事務処理の負荷がかかることは明らかである。 少なくとも東北6県の県庁においては厳格に統一的な基準による地方公会計を適用しており、金額的な基準の設定は行っていないとのことであり、本県のみが独自に金額基準を設定して運用することは困難であることは承知をしている。しかしながら、働き方改革が叫ばれている昨今の状況において、金額的な基準を設定しないで、このままの状態を運用を継続することが良いことなのであろうか。 総務省への問い合わせ等、出来ることはすべて行って事務処理の負担軽減を図る努力が必要であることを提案したい。</p>	<p>金額的な基準について総務省に問合せするとともに、併せて東北各県にも照会することとする。</p>
67	意見 3	財産管理課	固定資産台帳のホームページにおける公開状況について	<p>総務省のホームページにおいては、固定資産の各地方公共団体のホームページにおける公開状況について示している。 総務省においては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類の作成を要請しており、整備した固定資産をホームページにおいて公開している団体について、各地方公共団体の固定資産を公表しているページにリンクされるようになっていくが、青森県においてはリンクができない状況である。 この状況は、固定資産台帳の整備が遅れていることの証左ともいえるが、速やかな対応をすべく固定資産台帳の整備を推進していただきたい。</p>	<p>関係課と連携しつつ、公有財産台帳の公表に向けて調整作業を行っていく。</p>

継続  
対応

継続  
対応

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
67	意見4	財産管理課	固定資産台帳の不整合に伴う公開及び財務報告について	意見3に記載したとおり、総務省のホームページにおいて県の固定資産台帳が公開されていない理由について、県のホームページでは当該事実に関する言及がない。 また、県の財務報告における貸借対照表の固定資産残高が補助簿である固定資産台帳と不整合であることについて、一切どこにも記載がされていない。 前者、後者も固定資産台帳の整備が遅れていることや固定資産台帳の旧システムから新システムへの切り替えにあたって一部の不具合が生じている等が根本原因と考えられているが、これらの事実を公表するには、庁内において調整が必要となり、少なからず抵抗があって、想像を超えるプレッシャーがあると思われるが、県民に対する説明責任を全うするには適切な対応が必要と考える。	県ホームページに固定資産台帳は整備中である旨表記することを検討する。	継続対応
67	意見5	財産管理課	公共施設等総合管理の推進状況について	県はホームページにおいて公共施設等総合管理方針を公表するとともに、令和3年度末時点の個別施設計画の策定状況や施設分野ごとの方針に基づく取組実績について告知している。 しかしながら、令和3年3月に改訂された公共施設等総合管理方針や資料編に登場する基本データは平成27年3月31日時点の数値であり、更新されていない。最新のデータは9年前のデータと比較すると、かなり変動されているはずである。 施設分野ごとの方針に基づく取組実績では「保有総量縮小の推進」が核であると想定される。そこで、「保有総量縮小の推進」に焦点を当てて計画の進捗度合の資料を作成して分析・管理に役立てることを推奨したい。 経過年数とともに減少傾向が小さくなっていくが、そのような状況に至ったときに目標値に達成できるように知恵を出し、実現させていくところが県の担当責任者に委ねられた手腕の見せ所である。	基本データを更新し、個別施設計画の進捗を確認し、各施設所管課の意見を踏まえ方針を改定した。	
69	意見6	財産管理課	削減率を設定した中期実施計画(5年サイクル)の策定について	「青森県公共施設等総合管理方針」のもとで具体的な実行計画を策定して計画を推進していくことが重要である。 『中期実施計画(5年サイクル)』について、施設類型の小分類別に削減方法を決定し、年度毎の削減率を計画することを提言する、言わば公有財産の減少策のPDCAサイクルの実行であり、極めて重要である。 この削減目標を設定して毎年度PDCAサイクルで回していくことがなければ、公共施設の大幅な削減は実現できないし、上手にできなければ県の財政破綻となる最悪のケースを招来することになりかねない。 あくまで将来の維持管理・更新のコストと人口減少社会がさらに進んだ20年から30年先の時点での財政運営がどうなるのか、刻々変化する内外環境の状況の中で優先順位を高めて着手しなければならない大きな課題である。 重要なことは、定量化した見える計画を作成し、将来発生する支出を削減し、県の財政に圧迫させないことである。県の財政が破綻するかどうか重要な計画であり、県のサバイバルプランと言っても過言ではない。	削減率は各施設所管課の判断により個別施設計画に記載することとした。	
72	意見7	財産管理課	用途区分「その他」に関する再考について	令和3年度末の公有財産台帳(土地)の用途区分「その他」について各所管課に対して、その他の理由について質問をしたところ、電算処理するにあたって「その他」以外に適当な区分コードがないため「その他」としたという回答が多かった。 現状においては、財産管理を行うために用途区分を設定して管理運営をしており、当初のシステム設計時において想定できなかった用途区分が発生した場合に所管課から要望があれば適宜申請のあった用途区分を追加登録している。 しかしながら、所管課においては必ずしも用途区分を追加申請して管理することによって利便性が高まるという認識を持っているとは限らない。用途区分について登録された項目以外の項目について発生した場合は、必要な用途区分がないために「その他」として処理するケースが多いものと想定される。その結果、「その他」が増え続けることになっているのではないかと。用途区分を行政の財産管理運営において上手に使うという視点から付言すると、全庁的に用途区分の活用例を示して所管課に対して現状の認識を高めてもらうことも必要であると考えます。	公有財産台帳の維持・管理に利用している県汎用コンピューターが令和12年1月に廃止されることに伴い、「公有財産管理システム」の導入に向けて協議中であり、新システムの導入時に併せて用途区分の拡張を検討する。	継続対応
73	意見8	財産管理課	固定資産台帳への付加データ項目の追加設定の検討について	県は、県有施設利活用方針に基づいて、保有総量の縮減、効率的利用、長寿命化について推進しているが、固定資産台帳のデータ項目に保有総量の縮減の関連する現在の遊休施設、将来の利用が見込めない施設となっている資産との関連区分や効率的利用の対象資産との関連の有無、長寿命化対象資産の有無を識別するデータ項目が設定されていない。このような識別区分ができるデータ項目があれば、事務処理の効率化が図られるとともに有効な情報生成に役立つことが期待できる。	識別区分ができるデータ項目の作成について検討する。	継続対応
73	意見9	財産管理課	財産管理チェックリストの位置づけについて	青森県総務部 財産管理課では令和2年4月に「公有財産管理マニュアル」を作成して運用をしている。この中で第7章 参考資料として、財産管理のチェックリストが記載されている。 財産管理チェックリストは、現状では参考資料としての位置づけであるが、参考資料という名称から、さほど重要視しなくてもよいと考えて対応する職員もいるのではないかと危惧する。 財産管理業務における参考資料としての位置づけを格上げして、言わば財産管理業務における重要な“必携資料”として活用していただくとともに、この財産管理チェックリストのどこが重要なかをポイントアップし、補足説明が必要な個所については説明を施し、追加変更すべき点があれば見直しをして改訂版の財産管理チェックリストを作成されることもあわせて提言したい。	東北各県の状況を確認し、追加変更等の必要がないことを確認した。 当該チェックリストを必携資料として活用できるよう、リストのみを独立させ、文書管理「公有財産管理マニュアル」に掲載した。	

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
76	意見10	財産管理課	公共施設等総合計画の作成内容について	総務省は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「指針」という。)(平成26年4月22日)を発出し、平成30年2月27日及び令和4年4月1日に改訂している。 県は国に先駆けて公共施設等総合計画に取り組んでおり、その後、国より公共施設等総合管理の指針が発出されたとのことであるが、県の策定した「公共施設等管理方針」を通査した結果、いくつか見直しが必要な箇所が検出された。「公共施設等総合管理方針」は、公有財産について長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現するための背骨となる部分であることから、見直しを検討されたい。	国からの策定指針を踏まえ方針を改定した。	
77	意見11	財政課	施設別行政コスト計算書の作成について	施設別行政コスト計算書については、平成28年度決算から作成していない。 それは平成27年1月に国から全ての地方公共団体に対し、統一的な基準による財務書類等の作成について要請があったことから、本県でも平成28年決算から統一的な基準に基づく財務書類等を作成しており、これらの財務書類等を活用していくこととして、平成28年決算から作成していないものである。 施設別行政コスト計算書の作成は必須ではないが、財務書類の活用として施設別行政コスト計算書等によるセグメント分析が求められている。 しかしながら、国の調査によれば都道府県で実施しているのは3団体のみで、全国的にも低調なのが実態である。国において現在開催している研究会の中でセグメント分析の普及について検討しており、令和5年度内に報告書が取りまとめられる予定となっている。 セグメント分析を行う場合、庁内職員の作業負担がかなり増えることが想定され、令和3年度決算から新たな地方公会計システムを導入していることから、庁内職員の作業の浸透状況等も考慮しながら対応を進めていく意向である。 今後の対応としては、国の研究会での検討状況や他県の事例を見ながら、活用方法について令和6年度(令和5年度決算)以降、引き続き研究を進めていくとしている。 施設別行政コスト計算書の作成については、統一的な基準による財務書類等の作成によって平成27年度で一度中断せざるを得なくなったことから、新しい形の施設別行政コスト計算書の作成に向けて県民の期待に応えるように邁進することを期待したい。	総務省からの令和6年12月27日付け文書によると、監査結果にある国の研究会の報告内容は以下のとおり。 ・「地方公会計情報の整備における中長期的に目指すべき姿」として、施設別行政コスト計算書等によるセグメント分析が示されている。 ・分析に必要となるデータ整備のあり方を実現するにはICTを最大限活用することが重要であり、今後の関連システムの整備・更改の際には、こうした姿を目指すことが望ましいとされている。 このことを踏まえ、引き続き、検討を行っていく。	継続対応
79	意見12	財産管理課	インフラ資産の用途別分類毎の管理方針の設定について	県はインフラ資産の用途別分類毎の管理方針を設定していない。 浜松市では、インフラ資産を用途別毎に分類し、管理方針を明らかにして運営をしている。しかも、ホームページにおいて公開しており、市民に対する説明責任を果たしていると考えられる。 青梅市においてもインフラ資産の用途別分類毎の管理方針を設定しており、公共施設等総合管理計画の中で取りまとめられている。	施設類型毎の管理の基本方針を新たに策定した。	
79	意見13	港湾空港課	耐震化未済の県有建築物について	旧青森県体育協会ゴルフ場のクラブハウスについては、耐震化の状況が未済である。今後の方向性を決定した上で耐震診断をするかどうか及びその後のしかるべき措置対応をしなければならない。	当該クラブハウスは建築から48年が経過して耐用年数を超過していること、平成27年度に公益財団法人青森県体育協会が貸付け契約を解約して以降、具体的な利活用の目途が立たないことから、解体撤去も含めて方針を検討する。	継続対応
80	意見15	財産管理課	固定資産の取得・改良に伴う不随費用又は工事費用の取扱いについて	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の「V固定資産台帳の記載単位 2付随費用において、固定資産の取得に伴う付随費用」の取扱いについて、簡単な記載があるものの実務的ではない。また、財務規則においても特段、付随費用に関する規定はない。 固定資産の取得・改良に伴う付随費用又は費用の取扱いについて、固定資産計上基準表やマニュアル等の形式で作成し、運用指針として役立てることが固定資産実務としては重要である。	固定資産の付随費用の取扱いについて、マニュアル改訂時に付随費用に関する取扱いを記載する。	継続対応

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
102	指摘5-1	財産管理課	固定資産台帳への過大計上について	<p>令和3年度の固定資産台帳を調査した結果、県営浅虫水族館(トレーニングプール棟)照明設備改修及び青森県観光物産館照明設備その他改修について、改修工事案件が資産登録されている一方で、公有財産台帳上は資産登録されていない。</p> <p>両者の処理の相違理由を担当所管課に問い合わせた結果、公有財産台帳上は「公有財産報告書記入要領」に基づき、実質的な工事内容が対象資産の価値を増加させる「改修」なのか、単なる「修繕」なのかにより資産計上の要否を判断しており、本件については「修繕」と判断し資産計上処理はせず、一方で固定資産台帳上は工事請負費として支出した案件すべて資産登録が必要であるとの認識の下で資産計上処理を行ったと回答を得た。</p> <p>前者については問題ないが、後者の固定資産台帳における資産計上の要否は資本的支出の該当性を基準に判断すべきものであり、また財産管理課により例年配布される固定資産台帳作成に係る作業マニュアル上も資本的支出に該当するか否かにより判断すべき旨記載されており、一律に単なる修繕も含む工事請負費としての支出案件を資産計上すべきとする観光企画課の認識は誤りである。結果として固定資産台帳上の資産が過大に計上されていた。</p> <p>現状、各所管課で処理した内容を財産管理課で詳細にチェックする権限はなく、所管課の部局の長が適切に処理方針を認識しない限りは、財産管理課により一方的な情報周知がされても何ら意味がないものとなる。処理方針説明会や判断チェックリストの活用等により、各所管課での有用な作業運用体制の構築が望まれる。</p>	異動報告時には適切に登録するよう引き続き指導していく。	
103	指摘6-1	財産管理課	耐用年数の登録誤りについて	<p>令和3年度の地方公会計に係る固定資産台帳を調査した結果、誤った耐用年数が登録されているものがあつた。</p> <p>統一的な基準による地方公会計制度導入検討会が発行している「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に記載されている耐用年数表によると、照明器具や給排水設備の場合の耐用年数は6年又は15年と規定されているが、31年又は51年の耐用年数を適用している。これは当時の担当者が耐用年数について理解が不足していたことから、便宜的に本体資産の設備改修計画期間に準じて31年及び50年の耐用年数を入力処理したとの説明を受けている。</p> <p>耐用年数の入力処理の誤りは、期間損益に継続的に影響を与えることになり、財務情報の信頼性を損ねる財産管理上不適切な処理であるので、誤り防止策としてダブルチェック体制を構築することが必須である。財産管理課から各所管課へ公有財産の取得時における基本的な処理方針に関する周知徹底を図るため全庁的な対応措置を講じて、さらに入力処理の誤りのリスク低減を図っていただきたい。</p>	マニュアル更新の際、耐用年数表を巻末資料として添付し注意喚起した。	
104	指摘7	三八地域県民局 地域整備部 財産管理課	固定資産台帳の取得年度の登録誤り	<p>令和3年度の固定資産台帳を調査した結果、6カ所の土地について取得年度が「令和4年度」で取得日が「令和4年9月又は10月」で登録されていた。(令和3年度のデータが令和3年度の台帳に間違つて令和4年度として間違つた入力処理をしていた。)</p> <p>当該固定資産台帳は令和3年度の台帳であり、通常翌期である令和4年度の取得資産は計上できないはずである。</p> <p>所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、月日は正しく登録されているが、取得年度を次年度の年度で誤ってマッチングワークシートに登録してしまったことが原因である旨の回答を得た。</p> <p>今回は土地であり減価償却計算に影響はないが、建物等であった場合は取得年度の登録年度によって財務数値上に影響を及ぼす可能性がある。年度登録はマニュアル登録である以上、人為的な登録ミスが発生は想定されるリスクであり、当該リスクを低減するためエクセル上で報告年度の翌年度以降の年度入力制限を行うことや、データ集計後にソート機能で翌年度以降の日付登録の有無をチェックする等により、基本的な入力処理時と入力処理後のチェック機能の強化が要請される。</p>	昨年度実施した注意喚起通達を今年度末に実施予定。	継続対応
107	指摘9-1	財産管理課	公有財産取得に係る期間帰属の誤りについて	<p>令和4年度の公有財産増減概要(土地・建物)より抽出した土地取得に係る監査対象サンプルについて契約書等の証憑突合を行った結果、道路敷地(中山間地域総合整備下北北部)は令和3年度に取得処理すべき資産であつた。</p> <p>具体的には、土地売買契約書上の所有権移転日は売買代金納付日である令和4年3月22日であり、所有権移転登記も同月内の令和4年3月30日付で行っているにもかかわらず、公有資産台帳上は、令和4年度に取得の処理がなされていた。</p> <p>所管課に原因についてのヒアリングを行った結果、売買日が年度末であつたことにより公有財産異動報告書の提出が遅延したことにより翌年度における処理となつた旨の回答を得た。</p> <p>これは財務規則第253条において公有財産の変動があつた場合「遅滞なく」公有財産異動報告書により台帳登録するよう求められており、財産管理課においても毎年1月に年度末付近での公有財産異動報告書の適時提出の注意通達を行っており、本来は所有権移転日が属する令和3年度に公有財産異動報告を適時に提出し取得の処理をすべきであつた。</p> <p>公有財産の適切な管理のため、公有財産を統括管理する財産管理課では、例年では年に一回以上は「出納局からのお知らせ」により処理手続きの漏れがないよう注意喚起をしており、さらに令和5年度においては年度末にも掲載を予定しているとのことである。いずれにしても財産管理課から各所管課への処理方針の適切な周知徹底が必須である。</p>	昨年度実施した出納局のお知らせ及び注意喚起通達を今年度末に実施予定。	継続対応

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
109	意見16	財産管理課	落札における予定価格と落札価格との著しい差額がある場合の分析について	職員公舎(八重田)敷地・八重田東公舎A、B、物置の入札での売却は、予定価格をはるかに上回る落札価格により落札され、多額の予定価格と落札価格との乖離が生じていた。 予定価格と落札価格との差額について質問した結果、「入札なので理由は推定するしかないが、予定価格は老朽化した建物の解体費を控除して設定されている一方、実際は土地の立地条件など魅力度により左右され、落札者の意向や状況によっては、予定価格と落札価格との差額について多額の金額が発生することもある。」との説明であった。 県の事務手続としては、予定価格と落札価格との差額の要因検討は必須ではないとの認識であった。 しかしながら、そもそも予定価格を設定するのは落札の基準価格として設定しているものであり、予定価格と落札価格との著しい差額が生じた場合には、落札者の意向や立地条件等から招来される物件の魅力度などを明確に測定できない要素があるものの、どのような要因によって著しい差額が生じたのかを大まかに分析しておくことは予算制度や契約業務の世界の中で事務処理に関与する地方公共団体の職員としては基本的なことであると考え。	令和6年度の入札において、予定価格と落札価格に著しい差額があった物件に関し、売却業務委託業者の意見聴取を行った。今後も引き続き意見聴取することとしている。
111	意見18	財産管理課	財産処分事前チェックリストの利用について	県の公有財産管理マニュアルには、処分に関する手続を漏れなく確実に実行するため、「財産処分事前チェックリスト」が整備されている。そのため、処分事務を行う担当者は、通常当該チェックリストを利用しながら手続を行うことが想定されている。 青森北高等学校今別校舎 校舎敷地、野球場他・校舎他は、地方公共団体への無償譲渡物件であり、譲渡物件の実態に依拠して担当所管課で処理するもので、財産管理課は「財産処分事前チェックリスト」の提出を求めている。 この処理ルールについては、財産管理課のみならず担当所管課においても知っていなければならない処理ルールなので、公有財産管理マニュアルに明記しておく必要がある。	公有財産マニュアルの「財産処分事前チェックリスト」の欄外に、財産管理課への提出の有無について追記した。
113	意見20	財産管理課	用途指定期間の設定について	管理建物(旧十二湖ビジターセンター)の譲与にあたり、用途指定期間を10年で設定している。この理由としては、当初県が設立した際に受けた環境省の補助金の処分制限期間を参考に、残存期間7年を考慮したうえ、10年としているとの回答であった。 指定期間については監査の結果、設定されており、その妥当性に異論はないものの、期間の設定については、特段具体的なルールもなく、目安もないとのことであった。実態としては、個々の担当者が都度考えて、担当部署で判断しているものの、それほど頻度の高くない「財産処分」という業務をたまたま担当となった職員が都度判断するのは困難であり、検討に時間を有するなど業務の効率性を害する面もある。そのため、これらの判断を効率的に実施するための指針となるような目安を設けるのが必要である。また、妥当かどうかは個々の状況により異なるものの、どのような検討が行われたのかなど、少なくとも担当者間で情報共有が可能となるような仕組みを構築して対応することを提言したい。	公有財産管理マニュアルの普通財産の売払い等に関し、期間について「国有財産の例や補助金の処分制限等を考慮した上で設定するよう追記した。
114	指摘11-1	財産管理課	廃止通知及び起案手続きの漏れについて	あすなる療育福祉センター看護師宿舎、公舎(1号~3号)は、令和4年12月に取り壊しを行っている。青森県公舎条例において、公舎の設置は知事が行うため、本来なら解体前に、宿舎の廃止通知及び通知を行うための起案文書が必要であったが、当該手続は漏れていた。そのため、通知及び起案が事後となっており、結果として、実際の解体が終わったのちに事後的に設置者による廃止決定通知がなされていた。 この原因として、公有財産の処分は発生頻度が低いことがあり、担当者は事象が生じた際に関連資料を確認するものの、それらの資料や情報が一元管理され確認できる状況となっていないなど、網羅的に確認することが困難な状況に置かれていることが考えられる。すなわち、手続漏れを防ぐ網羅的なチェック項目や例示に、担当者が容易にアクセスできないことが主な原因と考えられる。 例えば、同事例のモデル手続を明示するなど、処分業務を実施する担当者に十分な情報が与えられるような仕組みを構築し、効率的に業務を行うことが可能となるように検討すべきである。	例年年度末に公舎料改定について各公舎管理者へ通知するため、その際に公舎の設置・廃止手続についても周知することとする。
117	指摘12	財産管理課	建設仮勘定に係る固定資産台帳と貸借対照表残高との不一致について	令和2年度末及び3年度末の固定資産台帳を入手し、開示されている県の貸借対照表と照合した結果、同一内容の事項について乖離が生じていた。 この不一致の主な原因としては、所管課の理解不足により正確なデータ入力処理や更新がなされていない状況があると説明を受けている。財産管理課を中心とする「固定資産台帳ワーキンググループ」では地方公会計の決算作業に係る各種マニュアルを整備し周知しているものの、データ入力処理担当である所管課において正しく内容を理解できていない面があり、適時・正確にデータ入力処理に反映できていない。所管課の理解度を確保するなど、正しい資産整理と適切なデータ入力処理ができるように基本的な体制を整備することが緊急課題である。	公有財産異動報告の提出期限に関する注意喚起の際、公有財産管理マニュアル等の精読を依頼した。

継続  
対応

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
140	意見 27-1	財産管理課	隣接する民家による不法占有について	鯉ヶ沢町本町210番の公衆用道路において、隣接する民家の花壇が越境して設置されていた。また、財産管理課が所管している土地ではあるが、隣接する管理地(旧西北漁港事務所敷地)の敷地内に民家の階段及びガスボンベが設置されていた。財産管理課と連携し、売却に向けて解決方法を模索することが必要である。	設置した住民と協議を進め、県が土地を活用する機会には撤去に応じる内容の覚書を締結した。	
140	意見 27-2	西北地域県民局 地域農林水産部	隣接する民家による不法占有について	鯉ヶ沢町本町210番の公衆用道路において、隣接する民家の花壇が越境して設置されていた。また、財産管理課が所管している土地ではあるが、隣接する管理地(旧西北漁港事務所敷地)の敷地内に民家の階段及びガスボンベが設置されていた。財産管理課と連携し、売却に向けて解決方法を模索することが必要である。	令和7年12月5日(金)に花壇所有者宅を訪問し交渉したが、折り合わなかったため、交渉を継続することとした。	継続 対応
166	意見 31	財産管理課	職員公舎集約・共同利用計画に対するPDCAサイクルの適用について	職員公舎集約・共同利用計画は5年毎に見直しが行われ、PDCAサイクルを適用して毎年度、入居状況(部局別・地区別)については調査が行われているが、職員公舎の有効活用と管理の適正化をさらに図るためには、単身入居率等についても調査・分析を行い、利用状況が計画と比較してどのような推移を示しているかを明らかにし、5年毎の連動した「青森県行財政改革行動計画」とともに計画を推進していただきたい。	令和6年9月に「職員公舎入居実態調査」を実施し、単身入居率は82.3%と前回調査(R1)から12.8ポイント上昇した。その他調査結果を踏まえ、R7.3.14に「第4期職員公舎集約・共同利用計画」を策定した。計画に基づき、県内の職員公舎の有効活用と管理の適正化を推進していく。	
179	意見 32	三八地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、橋梁台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、橋梁台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	所在地を地番まで記載及び両台帳の名称を統一した。	
187	指摘 24	道路課	トンネル台帳と固定資産台帳との不一致について	県土整備部道路課の管理トンネルと固定資産台帳を比較したところ、トンネル台帳に記載のある城ヶ蔵スノーシェルターなど、一部資産が、固定資産台帳への記載が確認できなかった。同課および財産管理課に確認したところ、原因として、トンネルが道路と一体で登録されてしまっている、登録漏れがある、などが想定されるとのことであった。また、トンネル台帳と固定資産台帳について、登録された資産が同一であっても、名称や範囲が異なっているため、記載の相違について、適時に検証できる状態にはなっていないとのことであった。総務省の財務書類作成要領33項によると、固定資産台帳には、原則としてすべての固定資産を記載することとなっているため、記載漏れが発見された場合は、発見時において適切に固定資産台帳に追加記載する必要がある。	中南県土整備事務所において登録作業を実施予定。	継続 対応
187	意見 33-1	東青地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	東青県土整備事務所において修正作業を実施予定。	継続 対応
187	意見 33-2	中南地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	中南県土整備事務所において修正作業を実施予定。	継続 対応

令和5年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容	
187	意見33-3	三八地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	三八県土整備事務所において修正作業を実施予定。	継続対応
187	意見33-4	西北地域県民局 地域整備部	固定資産台帳の記載表示について(地番の記載、トンネル台帳との表記の統一)	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、トンネル台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	西北県土整備事務所において修正作業を実施予定。	継続対応
187	意見34	道路課	長期未着手道路一覧表の作成による検討について	本監査においては、「用地買収が一部進んでいるが道路として供用されていないもので、最後の用地買収から20年を超えて計画が滞留しているもの」を長期未着手道路として取り扱うこととし、県土整備部道路課に該当する土地の抽出を依頼したところ、「条件に合う土地は県内に存在するものと思われるが、一覧表はなく、調査に相当の時間が必要である」旨の回答を得た。定義した長期未着手道路が存在することは直ちに問題となるものではないが、必要性が乏しくなった土地を長期にわたって保有し、保有状況を管理しないことは、固定資産管理においては非効率となる可能性が高いと考える。少なくとも、該当する長期未着手道路一覧表を作成し、今後の利用価値が乏しい土地については、存在を適時に把握し、処分などの対応を含めて検討すべきである。	買収した用地の土地台帳は整備しているが、道路計画の進捗状況を管理できるような台帳の整備は行っていなかったため、土地台帳を基に保有状況を把握・管理し活用できるようなデータベース化を検討する。	継続対応
196	意見36	自然保護課	ビジターセンター入口看板の修繕・更新について	より一層の集客を図るために、道路入り口の二つの看板の修繕又は更新が望まれる。 ビジターセンターは、白神山地の紹介を行う観光施設という側面もあるが、その主目的は自然保護思想の普及にある。館内の展示は、白神山地の広範なブナ林の稀少性や、世界的に見て特異な動植物の多様性が保持されていること、世代交代をくり返す生命の営みのプロセスが生態学的に顕著な見本であること、白神山地を保護することの重要性等を学べるものとなり、自然教育施設として価値あるものと思料する。令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響もあり入館者数は減少傾向にあるが、ビジターセンターの目的を達するためには、より集客を図る必要がある。 今般の監査でビジターセンターを訪問したが、道路入口右側看板、左側看板の色が褪せてしまっており、車内から文字が判別できない状況にあった。また、ビジターセンターは道路入口から100m程度は車道、遊歩道を歩く必要があり、道路入口からはその外観は見えない状況にある。ビジターセンターは、白神山地の散策拠点であるアクアグリーンビレッジANMONへ向かう途中にあり、白神山地を初めて訪問する観光客も相応に通るものと推測されるが、入口看板が色あせて読めず、施設外観が伺い知れない現状において、営業しているか否かの疑念も含め、訪問意欲は湧きにくいのではないかと考えてしまう。また、ビジターセンターの展示内容は定期的に更新をしており、決して老朽化した(古めかしい)ものではなく、インターネット上の口コミサイトやアンケート結果は概ね好評である。それだけに、施設の顔となる入口看板が劣化していることが非常に惜しいと感じてしまう。 今後、入口看板の修繕・更新を行うことや、開館状況がわかるような看板の設置等を望みたい。	看板3基の修繕工事について、令和7年6月18日に工事業者と契約済。	